

ISSN 2186 – 3989

島根県における領土・主権教育の現状に関する  
担当者への聞き取り調査

永田 伸吾

Interview Survey with the Person in Charge on the Current Status of  
Education on Territoriality and Sovereignty in Shimane Prefecture

Shingo Nagata

北 陸 大 学 紀 要  
第56号(2024年3月)抜刷

# 島根県における領土・主権教育の現状に関する 担当者への聞き取り調査

永田 伸吾\*

Interview Survey with the Person in Charge on the Current Status of  
Education on Territoriality and Sovereignty in Shimane Prefecture

Shingo Nagata\*

*Received December 18, 2023*

*Accepted January 24, 2024*

## 抄録

韓国との間に竹島問題をかかえる島根県は、領土・主権教育で先導的役割を果たしてきた。2017年3月に「小学校学習指導要領」と「中学校学習指導要領」が、2018年3月には「高等学校学習指導要領」がそれぞれ改訂された際に、竹島を含む領土問題の指導の充実が図られた背景の1つに、島根県の長年にわたる国に対する働きかけがあった。国際社会の基盤となる主権国家体系を理解するためにも、初等・中等教育の段階で領土・主権についての基礎的知識を学ぶことの意義は大きい。他方で、領土・主権教育は、やり方を誤れば容易に排他的ナショナリズムに結び付く。本稿は、排他的ナショナリズムへの結合を回避した形での領土・主権教育のあり方についての知見を得ることを目的に、島根県の「竹島に関する学習」の現状について、県担当者・関係者への聞き取り調査および現地での資料調査を実施した。調査から、島根県の小学校・中学校・高等学校・特別支援学校で実施されている「竹島に関する学習」は、嫌韓感情の醸成に繋がらないように配慮され、現場の教員や生徒の中にも、そうした意識に基づき指導・学習に取り組んでいる事例を把握できた。

---

\* 北陸大学経済経営学部学外講師

Extramural Lecturer at the Faculty of Economics and Management, Hokuriku University  
金沢大学人間社会研究域客員研究員

Visiting Researcher at the Institute of Human and Social Sciences, Kanazawa University

## 第1節 調査の背景・目的

文部科学省は発達段階に応じた領土に関する教育の充実を目的に、2014年1月に「中学校学習指導要領解説」の社会編と「高等学校学習指導要領解説」の地理歴史編・公民編の改訂を行った。そうした経緯から、2017年3月に「小学校学習指導要領」と「中学校学習指導要領」を改訂した際に、領土に関する問題について、それまで中学校の社会科（地理的分野）で扱われていた北方領土問題に加え、小学校の社会科および中学校の社会科全分野（地理・歴史・公民分野）で竹島・尖閣諸島を「わが国固有の領土」として扱うことを明記した。翌2018年3月に「高等学校学習指導要領」を改訂した際には、地理歴史科4科目（「地理総合」「地理探求」「歴史総合」「日本史探求」）および公民科2科目（「公共」「政治・経済」）で、「領土等国土に関する指導の充実」を明記した。こうした経緯を経て、小学校では2020年度、中学校では2021年度、高等学校では2022年度から、領土問題に関する学習指導要領の内容を反映した検定教科書による教育が実施されるようになった。

初等・中等教育において領土に関する問題が取り入れられた背景には、島根県の国への働きかけがあった。島根県は、韓国が警備隊の駐屯など領有権の既成事実化を進めている竹島（隠岐郡隠岐の島町）について、1950年代初頭から国に対して継続的に領有権の確定を主張してきた<sup>1</sup>。そうした流れの中で、島根県議会は、1905年2月22日の島根県知事による竹島編入の告示から100周年の2005年3月16日に、2月22日を「竹島の日」として制定する条例を決議した。また、島根県は国への重点要望の中で竹島問題を学校教育の中で積極的に扱うように求め、文部科学省に対しても学習指導要領にも竹島記載を要望し、各教科書会社に対しても同様の要望をしてきた<sup>2</sup>。そうした働きかけもあり、2008年3月に「中学校学習指導要領」が改訂された際に、北方領土同様に竹島についても領土・領域への理解を深める学習の必要性が論及された。上述の、「領土等国土に関する指導の充実」の学習指導要領での明記と各検定教科書での領土問題の記載は、こうした島根県の竹島問題対策の1つの帰結といえよう。

以上の経緯から、島根県は領土・主権教育で先導的な役割を果たしてきた。国際社会の基盤となる主権国家体系はもちろん、2022年2月に勃発したウクライナ戦争や中国の東・南シナ海域での海洋進出など大国間競争時代の国際情勢について理解を深めるためにも、初等・中等教育の段階で領土・主権についての基礎的知識を学ぶことの意義は大きい。他方で、ゼロサム・ゲームに陥りやすい領土・主権教育は、やり方を誤れば容易に排他的ナショナリズムに結び付く。とはいえ、啓蒙や教育のありかた次第では、こうした領土問題と排他的ナショナリズムの結合を避けることも可能であろう。

島根県は1989年10月に、竹島（韓国名：独島）を管轄する韓国の慶尚北道と姉妹提携を結んだ。「竹島の日」条例制定後の2005年5月23日に、慶尚北道は島根県に対して交流の全面中断を通告したが、島根県は交流再開の希望の意思を示してきた<sup>3</sup>。例えば、島根県は「竹島の日」条例制定以降も、在釜山日本国総領事館主催日本語弁論大会を後援してきた。これは、慶尚北道を含む同総領事館管内の大学で日本語を専攻する韓国人学生を対象に、1984年から2014年まで31回開催された日本語弁論大会であり、島根県は1993年から島根県知事賞を贈り受賞者を島根に招致してきた<sup>4</sup>。このように、島根県はその国際政策において、依然、慶尚北道との交流継続を模索していることが窺える。

こうした島根県の事例は、領土・主権教育の実践において課題となる排他的ナショナリズムとの結合をどのように回避するのかを検討する上で、有益な示唆をもたらすことが想定される。こうした問題の所在から、筆者は、島根県の「竹島に関する学習」について、竹島対策・教育担当者に関き取り調査を実施した。調査日程は2023年9月15日（金）・

16日（土）の2日間であり、各日程の調査内容は以下のとおりである。

- ・第1日目（15日）：島根県庁竹島資料室訪問と関係者への聞き取り調査。
- ・第2日目（16日）：島根県立図書館での資料調査および竹島資料室での学生解説員への聞き取り調査。

尚、本調査研究は、筆者が研究代表者を務める日本学術振興会科学研究費基盤研究（C）研究課題「領土紛争をめぐる排他的ナショナリズムの緩和（課題番号：21K01368）」の助成によるものである<sup>5</sup>。

## 第2節 第1日目の調査の概要

### （1）島根県の竹島問題への取り組み

調査の概要に入る前に、「竹島の日」条例制定以降の島根県の竹島対策を簡単にまとめる。条例制定から間もない2005年6月に、下條正男拓殖大学教授（当時）を座長とする竹島問題研究会が発足した。同研究会は、有識者や県内教育機関関係者などから構成され、韓国での現地調査、史資料調査、聞き取り調査など学術的アプローチから竹島問題の研究に取り組み、2007年3月に『「竹島問題に関する調査研究」最終報告書』を提出した。その後も、同研究会は「第2期（2009年10月～2012年3月）」「第3期（2012年10月～2015年6月）」「第4期（2019年6月～2020年3月）」と続き、中間・最終報告書や書籍出版物を刊行している<sup>6</sup>。そして本稿執筆時点（2023年12月）で、「第5期（2021年10月～現在）」が設置されている。また、第1期竹島問題研究会終了直後の2007年4月には、島根県は竹島問題の歴史的公文書や竹島問題研究会の成果の公開と啓蒙活動を目的に竹島資料室（島根県庁第3分庁舎2階）を開設した。

これらの取り組みと並行して、島根県は、竹島問題についての国への要望活動も継続している。聞き取り調査時に配布された資料によれば、2022年5月に実施した「令和5年度重点要望（1次）」では、内閣官房・内閣府・外務省に対して「竹島の領土主権の早期確立」を、文部科学省に対しては「学校教育における竹島の指導」を、農林水産省に対しては「日韓漁業協定の実効性確保と監視取締体制の充実強化等」を要望している。

### （2）調査の概要

島根県庁竹島資料室会議室で県担当者および竹島問題研究会関係者への聞き取り及び意見交換を実施した。聞き取り対象者は以下のとおりである。調査は筆者と研究分担者（科研費）の2名で実施した。

- ・ 県総務課竹島対策室室長 A氏
- ・ 県総務課竹島対策室主幹 K氏
- ・ 県教育庁教育指導課指導主事 T氏
- ・ 県教育庁教育指導課指導主事 M氏
- ・ 竹島問題研究顧問/竹島問題研究会副座長 S氏

まず、島根県議会が2005年3月に「竹島の日」条例を制定した経緯について聞き取り

した。これについては、朝鮮戦争最中の 1952 年 7 月に、韓国の李承晩政権が「李承晩ライン」の宣言による漁業管轄権の一方的設定によって、竹島をその範囲内に収めたことで、島根県議会が国に対して竹島の領土主権や周辺海域での漁業の安全操業確保の要望提出を継続してきた。竹島の島根県編入から 100 周年にあたる 2005 年に「竹島の日」条例を制定したことは、そうした島根県の半世紀にわたる竹島問題対策の帰結であった。実際、島根県議会「竹島問題と『竹島の日』を定める条例」について」（島根県公式サイト上に掲載）には以下の記述がみられる。

1953 年（昭和 28 年）3 月から 2004 年（平成 16 年）10 月までの間に、竹島の領土権確立、漁業の安全操業確保、大韓民国に拿捕された漁船乗組員の釈放など、国に対し約 20 回にも及ぶ決議、意見書の提出などを行ってきました。また、各都道府県議会の議長で構成される全国都道府県議会議長会においても、1977 年（昭和 52 年）から 2004 年（平成 16 年）10 月までの間に、竹島の領土権確立及び漁業の安全操業確保を内容とする決議が 25 回にわたり行われ、国への要望活動が行われてきた経緯があります<sup>7</sup>。

この記述にも裏付けられるように、島根県議会は「李承晩ライン」設定から間もなく「竹島の日」条例制定の少し前まで竹島の領土主権や漁業の安全操業確保を継続的に訴えてきた。

また、配布資料によると、「竹島の日」条例制定までの間に、竹島問題に関する関係団体が相次いで設立された。1987 年には「竹島・北方領土返還運動島根県民会議」が設立された<sup>8</sup>。これは竹島・北方領土問題をめぐる全国的な運動の一環であった。さらに、1996 年には「竹島領土権確立隠岐期成同盟会」が発足し、2002 年には「竹島領土権確立島根県議会議員連盟」が発足した。これを受け、翌 2003 年 11 月には、「竹島・北方領土返還要求運動島根大会 かえれ島と海 隠岐集会」が開催された<sup>9</sup>。

他方で、聞き取りでは、島根県の国際政策としては日韓友好が大前提であることも改めて強調された。上述のように、島根県議会が竹島の領土権確立等の国への要望活動を継続し、また、各種団体による返還要求運動が繰り広げられる中でも、第 1 節でも触れたように、1989 年に島根県は韓国慶尚北道と姉妹提携を締結し、また 1997 年には島根県議会においても、1976 年設立の島根県日韓議員連盟が慶尚北道議会国際親善議員連盟との間に交流協力に関する合意書を交わしてきた<sup>10</sup>。2005 年 3 月の「竹島の日」条例制定によって、2005 年 5 月には、慶尚北道が島根県に対し交流の全面中断を通告したことは上述のとおりであり、条例制定から間もない 2005 年 3 月 22 日には、慶尚北道議会議長が島根県議会議長に宛て、慶尚北道議会国際親善議員連盟と島根県日韓親善議員連盟との交流協力合意書破棄を通知した<sup>11</sup>。このような動きに対しては島根県および県議会も交流継続の希望を通知している。

このように、島根県にとって竹島をめぐる領土・主権教育に関する国への働きかけは、日本の領土が外国によって不法に占拠（主権を侵害）されるという事態への当事者自治体としての対応といえる。とはいえ、島根県民と他の都道府県民との間には竹島問題に対する温度差があることは否めない。それでは、島根県における領土・主権教育の意義や重要性を他の都道府県民はどのように理解すれば良いのだろうか。こうした質問に対する竹島問題研究顧問からの回答は「戦争体験の継承」をイメージして頂ければというものであった。第 2 次世界大戦後の日本社会において、戦争体験の語り手が減少する中で、戦中の凄惨な戦争体験の記憶の継承に（高等教育を含む）学校教育が大きな役割を果たしてきたことは論を俟たない。竹島問題や北方領土問題も訪問経験者や居住経験者の減少という同様

の課題に直面している。そのため、日本をめぐる領土・主権問題の記憶の継承のあり方として、その基盤の 1 つを学校教育に求めることには一定の合理性が認められよう。また、他の都道府県民に対し竹島をめぐる領土・主権教育の意義や重要性を説明する際に、学校教育に加え第 2 次大戦後から長期間にわたり家庭を含む国民レベルで行われてきた「戦争体験の継承」との類似性や関連性を例に挙げることは一定の訴求力を持つと考えられる。

次に、島根県における竹島問題をめぐる領土・主権教育の現状について聞き取りした。島根県では、2009 年度以降、全ての小学校・中学校・高等学校・特別支援学校で「竹島に関する学習」が実施され、同年 5 月には各学校に『竹島学習副教材 DVD』を配布している。また、配布資料によれば、新任教員の研修時に「竹島に関する学習」の研修が行われている。また、指導資料として『高等学校・特別支援学校高等部における「竹島学習」のあり方について（学習指導案）』が作成され、2015 年から『領土に関する教育ハンドブック』が配布されている。第 1 節でも触れたように、こうした取り組みは、上述した 2008 年 3 月の「中学校学習指導要領」の改訂を受けて実施されてきた。特別支援学校（学級）における竹島をめぐる領土・主権教育については、児童・生徒の発達の特性に応じてやり方を工夫しながら実施されているとのことである。

島根県では、2014 年より公立高校の入学試験科目の社会科で竹島問題（島の位置等）が出題されている。入学試験に出題されることが想定されれば、それは当然、中学校の社会科の授業内容にも反映されよう。

島根県における竹島問題教育で特筆すべきものが、「竹島・北方領土問題を考える：中学生作文コンクール」である。事業の詳細は第 3 節で述べるが、2010 年以降実施されている「竹島・北方領土返還要求運動島根県民会議」「島根県竹島・北方領土問題教育者会議」「島根県」「島根県教育委員会」が共催の、県内の中学生を対象とした作文コンクールである（最優秀作品には島根県知事賞が贈られる）。聞き取りでは、入賞・入選作品の中には日韓友好を主張するものも多く、島根県の「竹島に関する学習」が嫌韓感情の醸成に繋がっている様子は窺えないとのことであった。また、中学生であることを考慮した場合、自ら積極的に調べた結果に基づき考察した作文も散見されるなど、純粋に探求学習としての効果も認められると解釈できる見解も聞き取れた。

竹島問題をめぐる探求学習については、県立出雲高等学校の例が紹介された。同高等学校は、2013 年から文部科学省事業「スーパー・サイエンス・ハイスクール（SSH）」の指定を受け、探求学習に取り組んでいる。SSH は未来の科学技術人材育成を目的とした事業であるが、その枠組みで、教育の観点から竹島問題を解決に導く方法の探求をテーマに取り組んだ班が、2022 年 11 月 30 日に、松江市で第 5 期竹島問題研究会主催の「竹島問題に係る外務省と県内学生による意見交換会」に県立隠岐高等学校の生徒とともに参加した<sup>12</sup>。出雲高等学校のこうした取り組みは、2020 年 6 月に科学技術基本法が改正され科学技術・イノベーション基本法（2021 年 4 月施行）が制定された際に、「科学技術（人文科学のみに係るものを除く。以下同じ。）の振興」から「（人文科学のみに係るものを除く。以下同じ。）」の文言が削除された影響が SSH 事業にも及んでいると解釈できる興味深い事例でもある。

以上が、聞き取り調査の概要である。但し、紙幅の制限から筆者の関心事項を中心にまとめたものであり、聞き取り内容をすべて反映したものではないことを付言しておく。



### 第3節 第2日目の調査の概要

#### (1) 島根県立図書館での資料調査

午前中は、島根県立図書館郷土資料室で『竹島・北方領土問題を考える：中学生作文コンクール・入賞作文集』（以下、『入賞作文集』）の資料調査を実施した。同コンクールは「竹島・北方領土返還要求運動島根県民会議」「島根県竹島・北方領土問題教育者会議」「島根県」「島根県教育委員会」の共催事業である。上述のように島根県下の中学生を対象にしたもので、毎年10～11月頃に作文を募集する。作文の指定字数は400字詰め原稿用紙3～4枚である。『入賞作文集』には、「島根県知事賞」「竹島・北方領土返還要求運動島根県民会議長賞」「島根県教育委員会教育長賞」「隠岐の島町長賞」「島根県竹島・北方領土問題教育者会議会長賞」の受賞作文および約10本の入選作文が掲載される。また、参加校を対象とした「学校賞」も設けられている。尚、島根県立図書館において『入賞作文集』の利用は館内閲覧に限られている。

2010年の第1回コンクールでは参加校6校・参加者285人であり、2022年の第13回コンクールでは参加校18校・参加者数789人であった<sup>13</sup>。ただし、参加校数が最大であったのは第5回および第10回の24校であった。また、参加人数が最大であったのは第7回の1,141人であった。そして、2023年4月1日現在の島根県内の中学校は95校（公立92校、私立3校）であることに鑑みれば<sup>14</sup>、必ずしも県下の中学校が一丸となって取り組んでいるイベントというわけではなさそうだ。

2021年度に、文部科学省の「GIGA スクール構想」による中学生への一人一台のタブレット端末普及にも対応できるように、学習リーフレット「竹島：日本の領土であることを学ぶ」にQRコードを掲載するなどの改訂が行われた<sup>15</sup>。これを受け、生徒が主体的に情報を収集し自らの考えをまとめた作文もみられた<sup>16</sup>。こうしたことから、同コンクールが教育面でも一定の効果をもたらしていることが窺える。

とはいえ、上述のように、自我が確立していない若年層を対象に、領土問題というナショナルリズムと不可分なテーマを扱う以上、事業の実施には慎重さが求められる。仮に嫌韓感情を扇動するようなことになってしまえば、教育事業として失敗であろう。こうした課題にはどのように対応しているのだろうか。

まず、2021年度に中学生向け学習リーフレット「竹島：日本の領土であることを学ぶ」を改訂した際に、「日本側の考えだけではなく、韓国側の主張を知った上で公正に判断したい」というコンクール関係者・教育者・生徒からの意見を受け、「韓国側の主張」とそれに対応した「事実と反論」についてまとめた頁を追加した<sup>17</sup>。このように、コンクールに係わる当事者の間で、一定の慎重さが共有されていることが窺える。また、こうした慎重さは教育の現場でも実践されているようだ。以下、それを示唆する第13回コンクール入選作文の一部を引用する。

中学生になり、竹島について学習する中で……日本の領土である竹島が韓国に不法占拠されていることに対して自然と怒りが湧きました。

クラスの中には、「韓国最悪」「韓国はひどすぎる」等という韓国に対して否定的な発言をする人がいました。しかしその学習の中で、一部の日本人が在日韓国人等に対して誹謗中傷を行う「ヘイトスピーチ」の動画を見る機会がありました。僕はその動画を見た後、今、クラスの中で聞かれた韓国に対する発言はヘイトスピーチにつながっていく可能性があるのではないかと感じました。竹島領土問題という一事案だけで、

韓国は悪い国だと決めつけてしまっているのではないかと思い、自分たちの言葉や考えを見つめ直すきっかけとなりました<sup>18</sup>〔下線は引用者〕。

このように、竹島問題学習が嫌韓感情の醸成に結び付かないように、在日韓国人等へのヘイトスピーチ問題への理解も同時に深めるなど、教育上の配慮が現場レベルでは行われ一定の効果をあげていることが窺える。こうした取り組みを学校間あるいは県レベルで共有しどのように反映させるのが、今後の課題といえるかもしれない。

## (2) 竹島資料室「学生解説員」への聞き取り

竹島資料室では、2020年10月から竹島問題を学習し理解を深めた地元大学の学生を「学生解説員」として配置し展示資料解説に携わってもらう取り組みを毎年度実施している<sup>19</sup>。2023年7月22日から2024年3月31日までの期間は、毎週土曜日13時～17時に加え8月及び9月（学生の夏休み期間）並びに3月（学生の春休み期間）の毎週木曜日13時～17時に島根県立大生および島根大生により実施される<sup>20</sup>。

そのため16日（土曜日）の午後は、竹島資料室を再訪し学生解説員による展示解説を受けた後、当該学生への聞き取りを実施した（15日の調査の際に県担当者から了承済み）。展示説明は、資料室会議室で2名の学生が担当した。学生解説員の属性は以下のとおりである。

- ・Tさん（島根県立大学人間文化学部3年生、日本史専攻、鳥取県出身）
- ・Kさん（島根大学法文学部1年生、日本史専攻、島根県出身）

内容はパワーポイントによる竹島問題の基本事項の説明であった（時間は約30分）。その後、20分ほどにわたり筆者からの聞き取り調査を実施した。聞き取り内容は以下のとおりである。

### ① 「学生解説員」に就任した経緯

- ・Tさん：所属大学教員（学部長）からの勧め。
- ・Kさん：隠岐郡出身で高校生の頃から竹島学習に取り組んでおり、そうした経緯を知る県職員からの勧め。

### ② 展示資料解説以外の領土問題への取り組み

- ・Tさん：小学校への出前講義。外務省職員等との意見交換会に参加。
- ・Kさん：北方領土青少年等現地視察支援事業（根室研修）<sup>21</sup>への参加経験あり。

### ③ その他

- ・観光シーズンは10人ほどの来訪者への解説。
- ・Tさんは近世史（江戸時代）を専攻。
- ・Kさんは中学校教員を志望。

こうした限られた形とはいえ、島根県は高等教育機関の学生に対しても一種の「竹島に関する教育」を実践している。但し、聞き取り対象の学生解説員は日本史専攻であったが、過去の解説員の専攻分野については確認できなかった。



## 第4節 まとめと考察

以上、竹島問題をめぐる島根県の領土・主権教育の実践状況についての県担当者・関係者による聞き取り調査の概要を述べた。島根県にとって、2005年の「竹島の日」条例制定は1953年以来の県（議会）の取組みの帰結であり、その間も竹島を管轄する韓国の慶尚北道と友好協力関係を結ぶなど韓国との友好関係を維持してきた。「竹島の日」条例制定以降、慶尚北道からの通知でこうした交流は中断しているが、島根県側は交流再開を望んでいる。

そうした背景から、聞き取り調査では、島根県が「竹島に関する学習」が嫌韓感情の醸成に繋がらないように慎重に対応している様子が窺えた。実際、第3節で引用した中学生作文コンクール入選作品からも窺えるように、現状では「竹島に関する学習」が排他的ナショナリズムと結合するという状況は避けられているようである。また、竹島資料室への「学生解説員」配置も含めれば、初等・中等・高等教育において領土・主権教育を実践していることも島根県の取組みの特筆すべき特徴に挙げられよう。

第1節で述べたように、文部科学省が2017年3月に「小学校学習指導要領」と「中学校学習指導要領」を改訂した際に、領土に関する問題について、小・中学校の社会科で北方領土に加え、竹島、尖閣諸島を「わが国固有の領土」として扱うことが明記された。翌2018年3月には「高等学校学習指導要領」を改訂した際にも、地理歴史科および公民科の6科目で、「領土等国土に関する指導の充実」が明記された。そして、小学校では2020年度、中学校では2021年度、高等学校では2022年度から学習指導要領を反映し領土問題を掲載した検定教科書による教育が実施されるようになった。今後は、全国の初等・中等教育の現場で、領土・主権問題を授業でどのように扱うのかについて試行錯誤がなされよう。その中には、排他的ナショナリズムに結合する可能性への懸念と対応も含まれよう。これまでみてきた島根県の取組みは、そうした試行錯誤や懸念に対して有益な示唆を与える事例となろう。

最後に、領土・主権教育と排他的ナショナリズムの結合の回避における自治体と国の関係のあり方についての私見を述べたい。

故安倍晋三元首相は、2012年12月の第2次安倍政権発足後、最初の「竹島の日」となる2013年2月22日の「竹島の日」記念式典を政府主催で行うことを検討していた。しかし、2012年8月の李明博韓国大統領の竹島上陸によって急速に悪化した日韓関係と2013年2月25日の朴槿恵大統領の就任式典という外交日程に鑑みて、政府主催で式典を開催する代わりに、島根県等主催の第8回「竹島の日」記念式典に政府として初めて島尻安伊子内閣政務官を派遣した。これ以降、島根県等が主催する式典への政務官派遣が定着することになる。同じ領土問題にもかかわらず、「北方領土の日（2月7日）」は1981年1月に閣議了解として設定されている。長く国に竹島の領有権確定を要望し続けてきた島根県にとって、北方領土問題と比較した場合の竹島問題への国の対応の違いには歯がゆいものがあるかもしれない。

しかし、仮に保守層から根強い人気を誇った安倍氏が「竹島の日」記念式典を政府主催の式典にすることを強行していたら、安倍氏の人気に便乗する排外主義団体や一部の保守政治家・言論人が自らの支持基盤や活動拡大を目的に、竹島問題を扇動的に利用した可能性は否定できない。その場合、島根県の「竹島に関する学習」もそうした「声の大きい」勢力に利用されることで、本来の姿からかけ離れたものになっていた可能性も否定できない<sup>22</sup>。こうしてみれば、第2次安倍政権以降の「竹島の日」記念式典への政府の対応は、図らずも島根県の竹島対策の自律性担保に貢献していると捉えることも可能である。

ロシアや中国の対米軍事戦略の文脈で捉える必要のある北方領土問題や尖閣諸島問題と異なり、竹島問題は、米国の同盟国であり自由や民主主義など価値を共有するはずの日韓両国の歴史認識やナショナリズムの相克が織りなす複雑かつ繊細な外交課題である。そうした背景から、日韓関係が拗れた場合、他の2つの問題に比べより容易に排他的ナショナリズムが前景化しやすい要素を備えた領土問題といえる。こうした事態を避ける上で、本調査から見えた島根県の「竹島に関する教育」は、近年の学習指導要領の改訂を積極的に活用しながら「地方自治の本旨」に則って自律性を保ち推進するという、領土・主権教育をめぐる自治体と国の関係の1つのあり方を示しているのかもしれない。

## 注

- 1 詳細は以下を参照。島根県議会「竹島問題と『竹島の日を定める条例』について」島根県ホームページ、<https://www.pref.shimane.lg.jp/gikai/ugoki/takesima/takesima.html> (2023年12月1日閲覧)。
- 2 「(3) 学校における竹島教育：小・中学校における『竹島に関する学習』の推進状況～平成22・23年度の取組及び平成22年度の実施状況～」『第2期「竹島問題に関する調査研究」最終報告書』Web 竹島問題研究所（島根県公式サイト内）、2012年3月、[https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/pref/takeshima/web-takeshima/takeshima04/kenkyuukai\\_houkokusho/takeshima04-03/](https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/pref/takeshima/web-takeshima/takeshima04/kenkyuukai_houkokusho/takeshima04-03/) (2023年12月1日閲覧)。
- 3 永井義人「北東アジア地域との地方間交流を通じた島根県の国際政策の取り組み」『自治体学』第25巻第1号(2012年3月)、98頁。
- 4 島根県環境生活部文化国際課「島根県の国際化の現状」2023年、13～14頁。
- 5 研究課題の詳細は以下を参照。<https://kaken.nii.ac.jp/grant/KAKENHI-PROJECT-21K01368/>
- 6 各期の報告書等は以下から閲覧可能。竹島問題研究会「竹島問題研究会報告書」Web 竹島問題研究所（島根県公式サイト内）、[n. d]、[https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/pref/takeshima/web-takeshima/takeshima04/kenkyuukai\\_houkokusho/](https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/pref/takeshima/web-takeshima/takeshima04/kenkyuukai_houkokusho/) (2023年12月1日閲覧)。
- 7 島根県議会「竹島問題と『竹島の日を定める条例』について」。
- 8 同会議の設立によって、47頭府県に「北方領土返還要求運動都道府県民会議」が設置された。
- 9 詳細は以下を参照。竹島問題研究会「竹島北方領土返還要求運動島根大会」Web 竹島問題研究所（島根県公式サイト内）、[n. d]、[https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/pref/takeshima/web-takeshima/takeshima02/takeshima02\\_03/shikitenH15.html](https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/pref/takeshima/web-takeshima/takeshima02/takeshima02_03/shikitenH15.html) (2024年1月19日閲覧)。
- 10 島根県議会「竹島問題と『竹島の日を定める条例』について」。
- 11 同上。
- 12 島根県総務部総務課「『竹島問題に係る外務省と県内学生による意見交換会』の開催について」2022年11月25日、<https://www3.pref.shimane.jp/houdou/articles/158209> (2023年12月1日閲覧)；『竹島問題に係る外務省と県内学生による意見交換会』に参加しました」島根県立出雲高等学校ホームページ、2022年11月30日、<https://www.izumo-hs.ed.jp/ssh-cate/38738> (2023年12月1日)。
- 13 参加校数が20校を超えたのは第5、6、7、8、10回である。参加人数が千人を超えたのは第4、7、8、9回である。『第13回「竹島・北方領土を考える」中学生作文コンクール』竹島・北方領土返還要求運動島根県民会議、2023年3月、24頁。

- 14 島根県教育委員会「学校住所録（中学校）」2023年4月1日、  
[https://www.pref.shimane.lg.jp/education/kyoiku/iinkai/kihon/staadd/gakkou\\_jusho.datta/03\\_cyuugakkou.pdf](https://www.pref.shimane.lg.jp/education/kyoiku/iinkai/kihon/staadd/gakkou_jusho.datta/03_cyuugakkou.pdf)（2023年12月1日閲覧）。
- 15 『第12回「竹島・北方領土を考える」中学生作文コンクール』竹島・北方領土返還要求運動島根県民会議、2022年3月、1頁。
- 16 『第13回「竹島・北方領土を考える」中学生作文コンクール』1頁。
- 17 同上、3頁。
- 18 同上、23頁（著者が中学生であることに鑑み、氏名および作文タイトルは省略）。
- 19 島根県政策企画局広聴広報課「竹島資料室学生解説員による展示資料解説の実施について」2020年9月29日、<https://www3.pref.shimane.jp/houdou/articles/152770>（2023年12月8日閲覧）。
- 20 島根県政策企画局広聴広報課「竹島資料室学生解説員による展示資料解説の実施について」2023年7月20日、<https://www3.pref.shimane.jp/houdou/articles/159714>（2023年12月1日閲覧）。
- 21 「北方領土返還要求運動都道府県民会議」の主催事業である。
- 22 島根県公式ホームページには「知事への提案箱」という県民からの県政への提案を受け付けるコーナーがある。2022年5月30日受付の提案「姉妹都市の解消について（提案No.A2022-00101）」の内容は以下のとおりである。「中国と韓国の姉妹都市の解消を求めます。中国は昨今軍事的な圧力をかけてきており、韓国は竹島問題をはじめレーダー照射事件や国際法違反の徴用工判決など、それぞれ日本の国益を損なうことを行っています。このような国と姉妹都市の関係を結ぶのは遺憾です」。竹島問題が排外運動団体や一部の扇動的保守政治家・言論人に恣意的に利用された場合、県へのこうした提案はさらに増えた可能性もある。尚、この提案に対する2022年6月21日付回答は「……国家間の問題は国の外交努力によって平和的に解決すべきものであり、本県としては、草の根レベルの交流は相互理解のためにも国家間の問題と切り離して取り組むべきであると考えていますので、ご理解をお願いします」というものであった。
- 島根県政策企画局広聴広報課県民対話室「姉妹都市の解消について」2022年6月21日、  
<https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/seisaku/koho/teian/record/2022/202206/A2022-00101.html>（2023年12月1日閲覧）。